

1-2 社会福祉施設所管別一覧表

(単位：箇所・人)

施設区分	京都府所管分										京都市所管分		総計	
	府立		市町村立		社会福祉法人立		その他		小計		京都市計			
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
救護施設	1	100							1	100			1	100
養護老人ホーム	1	100	2	120	5	270	1	60	9	550	8	565	17	1,115
特別養護老人ホーム					57	3,389			57	3,389	43	3,245	100	6,634
肢体不自由者更生施設	1	30							1	30	1	30	2	60
身体障害者療護施設	1	50			4	216			5	266	2	80	7	346
身体障害者福祉ホーム					1	10			1	10	1	5	2	15
身体障害者授産施設											1	30	1	30
補装具製作施設	1								1		1		2	

(社会福祉施設名簿平成13年度版より一部抜粋)

所在地別施設数一覧表は、つぎの表1-3のとおりとなっている。京都府内に、救護施設が1カ所、養護老人ホームは17カ所ある。所在地別にみれば、京都市内に集中しており、その他地域は限られたものとなっている。

1-3 所在地別施設数一覧表

(単位：箇所)

施設区分	市町村	京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	その他町村	合計
救護施設													1		1
養護老人ホーム		8	2	1	1	1	1						1	2	17
特別養護老人ホーム		43	3	4	4	6	2	3	2	1	2	2	3	25	100
肢体不自由者更生施設		1							1						2
身体障害者療護施設		2		1		1			1		1			1	7
身体障害者福祉ホーム		1									1				2
身体障害者授産施設		1													1
補装具製作施設		1							1						2

(社会福祉施設名簿平成13年度版より一部抜粋)

上記のうち監査対象とした施設、すなわち京都府内にある救護施設及び養護老人ホームの施設名はつぎの表1-4のとおりである。救護施設については公設民営が1カ所、養護老人ホームについては、公設民営1カ所、公設公営3カ所、民設民営13カ所となっている。

1-4 社会福祉施設の具体的所在地

[救護施設]

名称	所在地	設置主体(経営主体)	定員	設置年月日
府立洛南寮	京田辺市大住仲ノ谷14-1	京都府〔(福)京都府社会福祉事業団〕	100	S35.10.01
計	1		100	

[養護老人ホーム]

名称	所在地	設置主体(経営主体)	定員	設置年月日
三愛荘	福知山市字猪崎32	(福)三美福祉団	60	S48.11.01
福寿園 ※	福知山市字長田239	福知山市	50	S32.09.01
舞鶴市安岡園	舞鶴市安岡1076-1	舞鶴市	70	S27.10.01
松寿苑	綾部市田野町田野山2-163	(福)松寿苑	50	S28.06.01
宇治明星園	宇治市菟道岡谷16-3	(福)宇治明星園	50(3)	S50.02.01
成相山青嵐荘	宮津市字成相寺353	(福)成相山青嵐荘	60	S41.11.01
府立洛南寮	京田辺市大住仲ノ谷14-1	京都府〔(福)京都府社会福祉事業団〕	100	S35.10.01

長生園	船井郡園部町上木崎町坪ノ内19	(福)長生園	50(6)	S31.11.14
満寿園	竹野郡弥栄町字溝谷4206	事務組合	60	S34.03.01
船岡寮	京都市北区紫野花ノ坊町1 1	(福)京都ライトハウス	50	S49.06.24
市原寮	京都市左京区静市市原町1278	(福)市原寮	60	S35.02.20
洛東園	京都市東山区本町15-794	(福)洛東園	90	S27.10.01
嵐山寮	京都市右京区嵯峨天竜寺北造路町17	(福)嵐山寮	75(2)	S31.10.01
健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	(福)健光園	50	S24.04.01
水尾寮	京都市右京区嵯峨水尾宮ノ脇町58	(福)清和園	70	S34.03.05
京都老人ホーム	京都市伏見区深草大亀谷東古御香町59-60	(福)京都老人福祉協会	80	S32.07.01
同和園	京都市伏見区醍醐上ノ山町11	(福)同和園	90	S27.05.07
計	17		1115(11)	

注) ※の施設は平成14年5月に廃止されている。

[身体障害者療護施設]

名称	所在地	設置主体(経営主体)	定員	設置年月日
こひつじの苑舞鶴	舞鶴市大字安岡小字中山1076-2	(福)京都太陽の園	80(6)	S62.7.21
天ヶ瀬寮	宇治市白川東山15	(福)不動園	62(10)	H12.4.1
府立心身障害者福祉センター	城陽市中芦原	京都府〔(福)京都府社会福祉事業団〕	50(2)	S53.1.18
晨光苑	長岡京市井ノ内朝日寺27-2	(福)乙の国福祉会	20(2)	H13.4.1
こひつじの苑	船井郡園部町横田前11	(福)京都太陽の園	50(4)	S47.5.1
こひつじの苑(通所型(B型))	船井郡園部町横田前11	(福)京都太陽の園	4	H10.8.1
洛西ふれあいの里療護園	京都市西京区大枝北杵掛町1-21-20	京都市〔(福)京都障害児福祉協会〕	50(4)	H1.4.1
京都市桂川療護園	京都市西京区下津林東大般若町32	京都市〔(福)京都社会事業団〕	30(4)	H11.4.1
計	7		346(32)	

注) 括弧内の数字は、ショートステイ等を実施している場合の定員数であり、外数である。

(社会福祉施設名簿平成13年度版より一部抜粋)

2. 京都府行政における社会福祉事業の位置付け

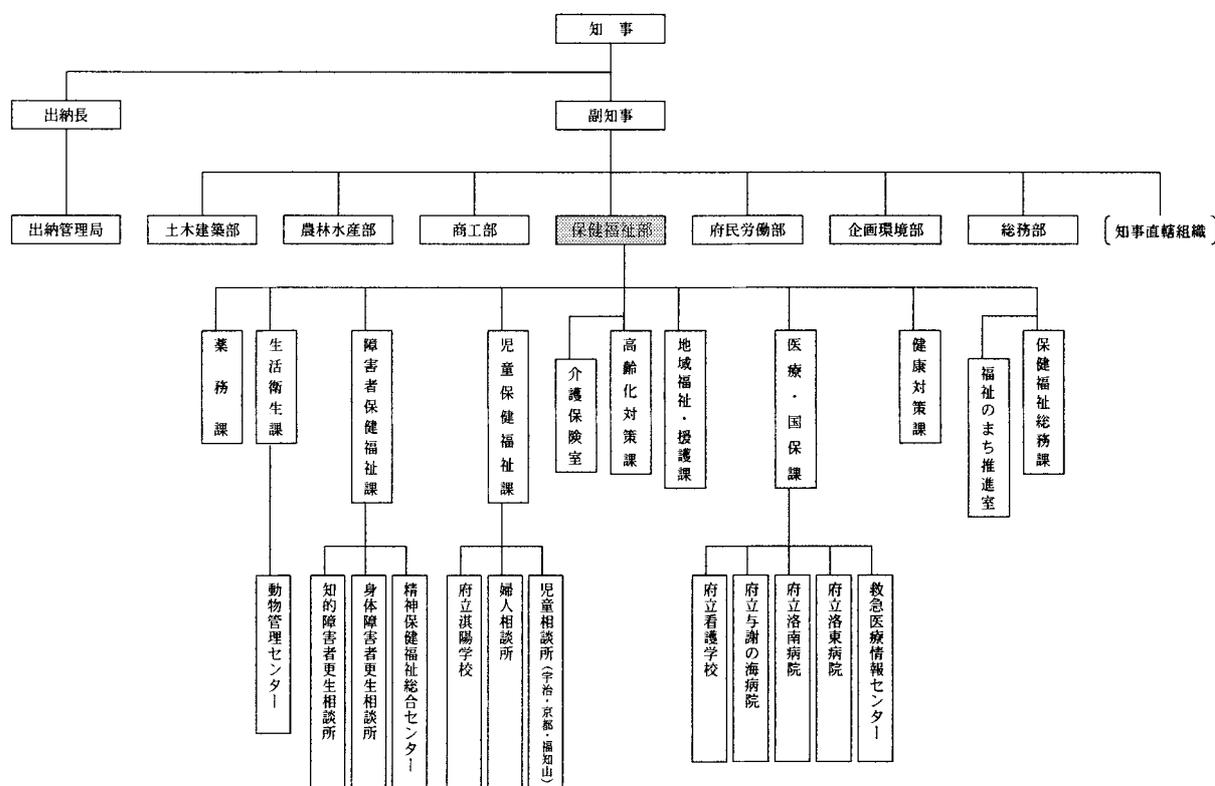
社会福祉とは、人として生きることを社会で支援していかうとするものであって、さまざまな社会的事故に対応するために構成されるものである。わが国では、昭和26年に社会福祉事業法が制定され、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的としている。(社福法第1条)

社会福祉事業は「生活保護法(昭和 25 年), 児童福祉法(昭和 22 年), 老人福祉法(昭和 38 年), 身体障害者福祉法(昭和 24 年), 知的障害者福祉法(昭和 35 年), 売春防止法(昭和 31 年), 授産施設を経営する事業等」からなり第 1 種社会福祉事業と第 2 種社会福祉事業に分けられる。

京都府の社会福祉行政は, 京都府組織機構(表 1-5 参照)を構成する保健福祉部が所管している。この保健福祉部の高齢化対策課及び障害者保健福祉課が, 事業の一環として洛南寮及び心障センターを所管し, その管理運営を事業団に委託している。

1-5 京都府組織機構図

京都府知事部局等機構一覧表 (知事直轄組織 7 部 2 局 5 室 (特別対策室及び県内室を除く。) 61 課、115 地方機関 (地方公営企業を含む。))



(平成 14 年度京都府組織機構図より抜粋)

3. 京都府の社会福祉委託業務

京都府は毎年, 社会福祉施設の管理運営について, 事業団と委託契約を締結している。委託契約の中で特徴のある部分の概要はつぎのとおりである。

京都府(以下, この項において「甲」という。)は, 社会福祉施設等(下記記載内容)の管理運営について, つぎの事務を事業団(以下, この項において「乙」という。)に委託する。

- ① 委託施設の措置入所又は利用に関する事務

- ② 委託施設の土地、建物、工作物及び付属施設並びに物品の維持管理に関する事務
- ③ その他甲が特に必要と認め、乙に指示する事務

また、心障センターの使用料及び手数料(以下、この項において「使用料等」という。)について、つぎの徴収事務を乙に委託する。

- ① 附属リハビリテーション病院の診療収入及び文書料収入
- ② 補装具製作施設の補装具売払収入

委託施設に関わる組織、職員定数及び管理規定については、甲乙協議して別に定めることとする。

不動産に関わる増改築、取得等は甲が実施し、経常的修繕は乙が実施するものとし、備品購入等は委託料に見積もられた範囲内で乙が実施し、見積もられていなければ甲乙協議の上、決定する。これらの行為で第三者から取得し、効用の増加した財産は全て甲に帰属する。また、乙が使用料等の徴収事務により徴収した資金の果実は甲に帰属することとなっている。

事業計画書について、乙は、甲の指示する日までに委託事務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、甲の承認を受けるものとする。事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときもまた同じとなっている。

調査指示権限は甲にある。甲は委託施設の管理及び利用等の適正を期するために必要があると認めたときは、委託施設の管理、利用等の状況、委託料の使途その他必要事項について報告を求め、又は乙の帳簿、書類その他の記録を実地調査できるものとする。乙は、甲が委託施設の管理及び利用等について改善する必要を認め、その方法等を指示したときは、これに従うものとする。

以上のように、京都府は事業団に対し形式的には委託を行っているが、主要な責任と権限は委譲されず、実質的には京都府が掌握しているものと考えられるのである。

IV. 京都府社会福祉事業団の概要

事業団の概要は下記のとおりである。

1. 設立趣旨

事業団は、46 通知の社会福祉事業団等の設立及び運営の基本方針第1項――「地方公共団体が設置した社会福祉施設は、地方公共団体において自ら経営するほか、施設

経営の効率化が図られる場合には、社会福祉法人組織により設立された社会福祉事業団に経営を委託することができるものとし、社会福祉事業団の設立、資産、役員、施設整備、委託料等に関する基準を設けて公的責任の明確を期するとともに経営の合理化に資すること」――に基づき昭和52年8月に設立されたもので、京都府が設置する社会福祉施設の運営を適切かつ効率的に行うことにより、京都府における社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

なお、46通知では、「地方公共団体が設置した施設の委託先は社会福祉事業団を原則とするが、これによりがたい場合は社会福祉事業団以外の社会福祉法人に経営を委託することができるものとし、この場合における所要の基準を設けることとする。」(社会福祉事業団等の設立及び運営の基本方針第2項)とあり、委託先は事業団を原則とするが、やむを得ない場合に限り一定の基準を満たす社会福祉法人に委託できることとなっている。

以下、ここで包括外部監査の対象である洛南寮及び心障センターの附属リハビリテーション病院を中心に事業団の概要について報告する。

2. 沿革

昭和52年8月 京都府社会福祉事業団設立

昭和53年3月 身体障害者療護施設・肢体不自由者更生施設・補装具製作施設開設

4月 診療所開設許可、京都府立城陽心身障害者福祉センター開所

昭和57年4月 附属病院開設許可

8月 京都府立洛南寮の管理運営を受託

9月 附属リハビリテーション病院の名称変更許可

昭和59年4月 京都府立心身障害者福祉センターに名称変更

3. 受託施設の概要

事業団が、京都府から委託され管理運営を行っている施設の内容及び設置場所はつぎの表1-6のとおりである。なお、包括外部監査の対象は網掛け部分である。